

記者発表資料

平成24年4月2日

水産業振興課流通加工班

担当：千葉 内線2931

宮城県水産物放射能対策連絡会議

放射性セシウム新基準に対応したマダラ・ヒガンフグの水揚自粛について

平成24年3月31日に第3回宮城県水産物放射能対策連絡会議を開催し、4月1日から基準値を超える水産物を市場に流通させないため、下記のとおり一部海域においてマダラ・ヒガンフグの水揚げを自粛することを決定しましたので、お知らせします。

記

1 マダラの水揚げ自粛について

- ① 対象海域 金華山以北沖合海域の水深150m以浅の海域
(別添図面の⑤の150m以浅海域)
- ② 対象銘柄 概ね1kg以上のマダラ(通称マダラ)
- ③ 水揚自粛開始日 平成24年4月1日
- ④ 水揚げの自粛とその海域を決定した理由
 - ・ 3月19日に金華山以北沖合海域の水深140m水域で漁獲されたマダラから128ベクレル/kgの値が検出されたこと。
 - ・ これまでの検査結果で1kg以下のマダラ(通称ポンダラ、ピンダラ)からは50ベクレル/kgを超える値が検出されていないこと。

2 ヒガンフグの水揚げ自粛について

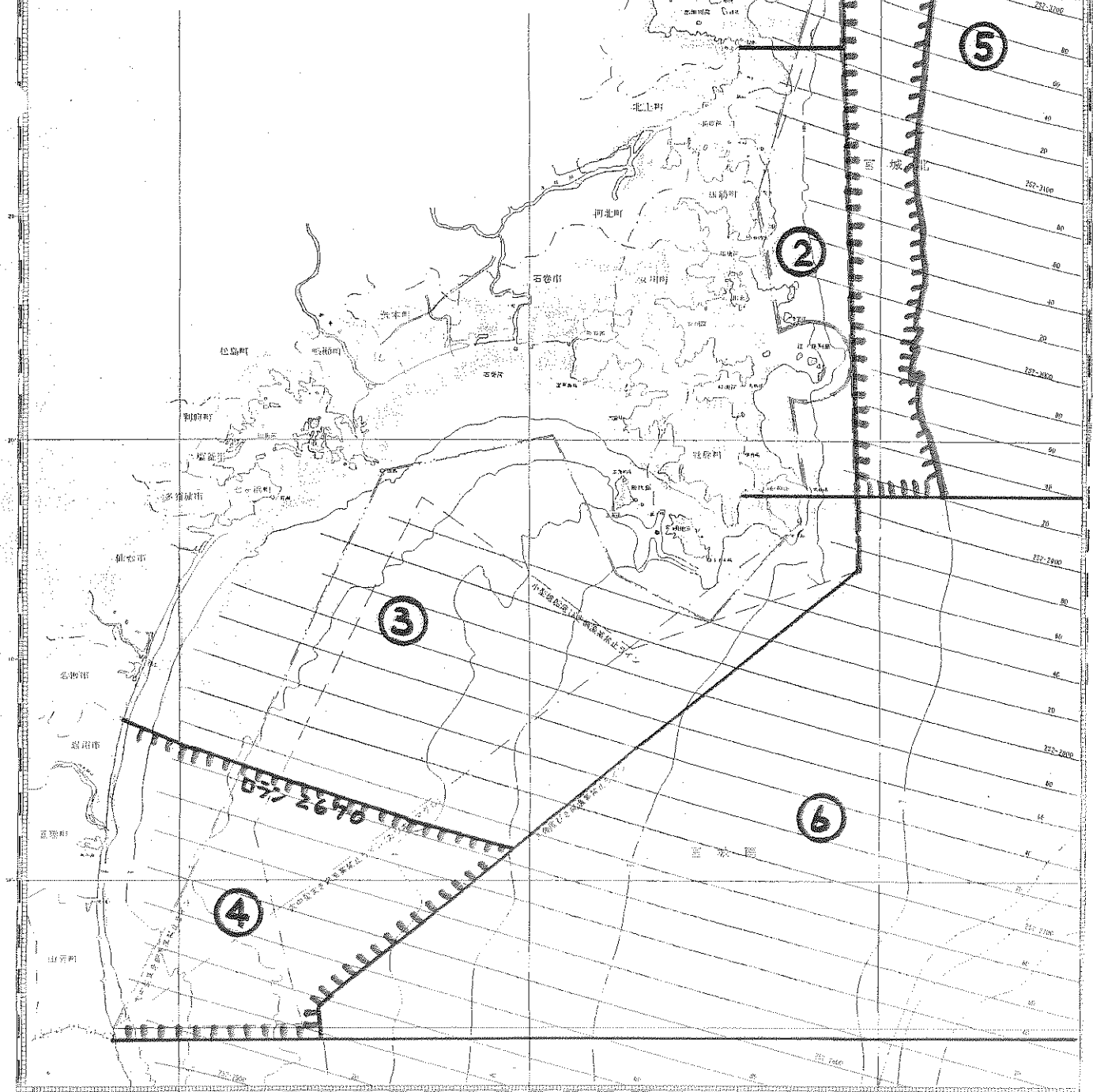
- ① 対象海域 仙台湾南部海域
(別添図面の④)
- ② 水揚自粛開始日 平成24年4月1日
- ③ 水揚げの自粛とその海域を決定した理由
 - ・ 3月27日に仙台湾南部海域の浅海部で漁獲されたヒガンフグから96ベクレル/kgの値が検出されたこと。

3 その他の対応

自粛海域及び隣接海域においてマダラ、ヒガンフグの検査を強化する。

宮城県の放射能検査海域の区分その1(海洋水産物)

① 沿岸北部海域(貝類含む)	15検体/週
② 沿岸中部海域(貝類含む)	15検体/週
③ 仙台湾北中部海域(貝類含む)	15検体/週
④ 仙台湾南部海域(貝類含む)	15検体/週
⑤ 金華山以北沖合海域	15検体/週
⑥ 金華山以南沖合海域	15検体/週
⑦ 太平洋沖合海域	5検体/週
計7海域	95検体/週



⑦ 太平洋沖合